

矢吹町広報誌広告掲載募集要項

(令和7年10月1日施行)

この要項は、矢吹町広告掲載取扱要綱（令和7年10月1日告示第76号）第9条に基づき、町広報誌に掲載する広告の募集に関する事項を定めるものとする。

1. 広告掲載に関する一般的な事項（掲載基準等）

矢吹町広告掲載取扱要綱（以下、「要綱」とする。）に定める。

2. 広告掲載媒体の概要

- ・ 名称 : 矢吹町広報誌「広報やぶき」
- ・ 発行日 : 毎月1日
- ・ 発行部数 : 約5,000部/月
- ・ 配布先 : 矢吹町内の行政区に加入している世帯（約4,700世帯）、町内公共施設・スーパー・コンビニエンスストア等。電子版を町ホームページに掲載。

3. 申込受付期間

随時

※掲載開始希望月の3か月前の末日を申込期限とする。

※継続掲載を申し込む場合、最長、当該年度末発行分まで可能とする。

4. 広告掲載期間

広告の掲載期間は1か月単位とする。2か月以上継続して掲載する場合、当該年度末までの申込とする。

5. 広告の規格及び掲載料

広告の掲載料は、掲載1回につき、以下のとおりとする。

	掲載場所	規格	金額（月額）
1	各ページの下1段	横176mm×縦46mm	12,000円
2	各ページの下1段の2分の1相当	横86mm×縦46mm	6,000円
3	上記以外の大きさ		1・2のサイズ、 金額を基に決定

6. 継続掲載による掲載料の割引

7か月以上継続して広告を掲載する場合、前項に定める掲載料から次の金額をそれぞれ割引するものとする。また、割引は掲載7か月目の料金から適用する。

- ① 各ページの下1段：1,000 円/月
- ② 各ページの下1段の2分の1相当：500 円/月

※当初の掲載開始年月から算定を行う。

7. 掲載位置

広告を掲載する位置は、町が指定した位置とする。

8. 掲載申込

広告掲載の申込をしようとする者（以下、「申込者」という。）は、オンラインまたは広報誌広告掲載申込書（様式第1号）に、掲載しようとする原稿を添えて、指定された期日までに町長へ提出しなければならない。

9. 掲載の決定

町長は、前項の申込を受けたときは、申込期間終了後、速やかに広報掲載の可否を決定し、広報誌広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

10. 掲載の取消

町長は、要綱に基づき掲載決定を取り消した時は、広報誌広告掲載取消通知書（様式第3号）により広告主または広告事業者へ通知するものとする。

11. 補則

この要項に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。